

令和6年度介護報酬改定における主な改定事項

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、「自立支援・重度化防止に向けた対応」、「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、介護報酬改定が実施されています。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

【指定基準】

項目	対象サービス	内容
質の高い公正 中立なケアマ ネジメント	介護予防支援	○居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を行うことを可能とする。
	居宅介護支援 介護予防支援	○要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする。
医療と介護の 連携の推進★	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○協力医療機関を定める際に、一定の要件を満たす協力医療機関を定めることを努力義務とする。 ○1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等を市に届け出ることを義務付ける。
高齢者虐待防 止の推進★	小規模多機能型居宅介護	○身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。 (経過措置あり)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 居宅介護支援 介護予防支援	○利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

【介護報酬】

項目	対象サービス	内容
質の高い公正中立なケアマネジメント	居宅介護支援	○ヤングケアラーなどの多様な課題への対応を促進する観点等から、「特定事業所加算」の算定要件を見直し
地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機型居宅介護	○「総合マネジメント体制強化加算」に地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する区分を新設
医療と介護の連携の推進	地域密着型特定施設入居者生活介護	○「入居継続支援加算」の要件である医療的ケアを要する者の範囲を見直し
	認知症対応型共同生活介護	○「医療連携体制加算」を体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件に分けて評価を行う算定区分に見直し ○受入要件の対象となる医療的ケアの範囲を見直し
看取りへの対応強化	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○ターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、「ターミナルケア加算」の評価を見直し
	居宅介護支援	○「ターミナルケアマネジメント加算」の対象疾患を「末期の悪性腫瘍」に限定せず、「医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者」とする。 ○「特定事業所医療介護連携加算」における「ターミナルケアマネジメント加算」の算定回数要件を15回以上に見直し（経過措置あり）
感染症や災害への対応力向上	全サービス	○業務継続計画（感染症・災害）が未策定の場合に、基本報酬を減算★（経過措置あり）
	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○医療機関との連携体制の構築や感染対策に関する研修への参加など、感染対策向上の取組を評価する「高齢者施設等感染対策向上加算」を新設
高齢者虐待防止の推進★	全サービス	○虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算

項目	対象サービス	内容
認知症の対応力向上	小規模多機能型居宅介護	○「認知症加算」について、認知症ケアの専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する区分を新設
	認知症対応型共同生活介護	○認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を評価する「認知症チームケア推進加算」を新設

2 自立支援・重度化防止に向けた対応

【介護報酬】

項目	対象サービス	内容
リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する「口腔連携強化加算」を新設
自立支援・重度化防止に係る取組の推進	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	○入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、「入浴介助加算」の算定要件を見直し
LIFE を活用した質の高い介護	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担の軽減により科学的介護を推進する観点から、LIFE へのデータ提出頻度等の「科学的介護推進体制加算」の算定要件を見直し
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、「ADL維持等加算（Ⅱ）」のADL利得の要件を見直し、かつ、ADL利得の計算方法を簡素化

3 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

【指定基準】

項目	対象サービス	内容
生産性の向上等を通じた働きやすい職場づくり★	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置を義務付ける。(経過措置あり)
効率的なサービス提供の推進	小規模多機能型居宅介護	○管理者の兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しない。
	居宅介護支援	○令和3年度改定において義務化された「前6か月間に作成したケアプランにおける特定のサービス割合及び同一事業者による提供割合の説明・同意」について、努力義務とする。
	居宅介護支援	○介護支援専門員の員数について、「利用者の数が44又はその端数を増すごとに1」とする。(※介護予防支援の利用者は3分の1換算) ○また、事業所がケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、「利用者の数が49又はその端数を増すごとに1」とする。
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○就労開始6月未満の外国人介護職員について、一定の要件の下、就労開始直後から人員配置基準に算入することを可能とする。

【介護報酬】

項目	対象サービス	内容
介護職員の処遇改善	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」について、「介護職員等処遇改善加算」に一本化
生産性の向上等を通じた働きやすい環境づくり	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	○見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する「生産性向上推進体制加算」を新設

4 制度の安定性・持続可能性の確保

【介護報酬】

項目	対象サービス	内容
評価の適正化・重点化★	居宅介護支援	○利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合の算定区分（所定単位数の95%）を新設
報酬の整理・簡素化	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能・役割や利用状況等を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した算定区分を新設

5 その他

【指定基準】

項目	対象サービス	内容
「書面掲示」規制の見直し★	全サービス	○事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内での「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務付ける。 (令和7年度から義務付け)

【介護報酬】

項目	対象サービス	内容
通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	○送迎先について、利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。

★は新たに義務化又は減算が導入されるもの